

泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けている、市内介護サービス事業所等に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付することで、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護サービス事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）、に規定する施設又は事業所であって、別表1の「施設等種別」に掲げるものをいう。

(給付金の対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、令和7年7月1日時点で、関係法に基づき泉南市から事業者指定を受けて事業を運営している者又はそれ以外で泉南市内において介護サービス事業所等（他市町村のみで事業者指定を受けた事業所を除く。）を運営している者とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 第5条に規定する交付申請時点で事業を実施していない又は事業を休・廃止している場合。
 - (2) 介護保険法第71条第1項、同法105条の11第1項の規定によるみなし指定の場合。
 - (3) 短期入所生活介護事業のうち併設空床型の場合。
 - (4) 国又は地方公共団体が運営している場合（指定管理者制度による運営を含む。）。
- 2 介護保険法第115条の2に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第115条の45第1項に規定する第一号事業を行う者については、当該事業と一体的に運営されている同法第70条に規定する指定居宅サービス事業者と同一事業所として取り扱う。

(給付金の額)

第4条 対象事業者に交付する給付金の額は、別表1の「施設等種別」欄に定める区分ごとに、同表の「給付金の額」欄に定める額とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする介護サービス事業所等の代表者（以下「申請者」という。）は、給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めたときは、給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、当該申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、給付金を支払うものとする。

- 2 市長は、申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、給付金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたとき。
- （2）給付金を他の用途に使用したとき。
- （3）給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- （4）その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付の取消しを行ったときは、給付金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者へ通知するものとする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、給付金返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

（帳簿等の備付）

第9条 交付対象者は、当該給付金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該給付金を受領した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 交付対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を前項の期間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

（失効規定等）

- 2 この要綱は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に対する第7条から第9条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 2 条、第 4 条関係）

施設等種別			給付金の額
介護保険法及び老人福祉法に基づく施設等	居宅系	居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 福祉用具貸与事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 事業所あたり 50,000 円
	通所系	通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所	1 事業所あたり 150,000 円
	入所・入居系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 軽費老人ホーム 有料老人ホーム	1 施設（事業所）あたり ・ 定員 30 人未満 200,000 円 ・ 定員 30 人以上 50 人未満 300,000 円 ・ 定員 50 人以上 400,000 円

泉南市長 宛

住 所

法人名

代表者名

給付金交付申請書兼請求書

（泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金）

泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり給付金の支給を申請します。なお、申請にあたっては、次の誓約事項を遵守します。

【誓約事項】

- 申請した給付金は、物価高騰により影響を受けた施設等の運営費に充てることを誓約する。
- 泉南市暴力団排除条例（平成25年3月29日条例第18号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次の①から③のとおり誓約する。
 - 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
 - ①の該当の有無を確認するため、泉南市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
 - 本誓約書及び役員名簿等を泉南市が大阪府警察に提供するのに同意すること。

記

1 法人名

2 申請額 金

3 内訳

No.	事業所番号	事業所名	指定日	サービス種別	定員数	単価	申請額
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

4 振込先

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店番号	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 口座名義と請求者は同一であること

5 添付書類

- ・ 振込先通帳（写し）

6 申請担当者

電話番号：

メールアドレス：

泉南市指令長推第 号
年 月 日

様

泉南市長

泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金について、下記の理由により却下と決定しましたので通知いたします。

理由:

泉南市指令長推第 号
年 月 日

様

泉南市長

泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金について、下記のとおり取消の決定をしたので通知します。

記

- 1 取消しの内容 交付決定の全部 ・ 一部
- 2 取消し後の交付決定額 金 円
- 3 取消し事由 次の各号の一に該当するため
 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたため
 (2) 給付金を他の用途に使用したため
 (3) 給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したため
 (4) その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めたため
- 4 既に給付金が交付されている場合、給付金交付要綱第8条第1項の規定により、取消しに係る返還金を本市に納付すること。

泉南市指令長推第 号
年 月 日

様

泉南市長

泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等支援給付金返還命令書

年 月 日付で取消（額を確定）通知した泉南市物価高騰対策介護サービス事業所等
支援給付金について、次のとおり返還を命ずる。

1 返還すべき金額	円
2 返還期限	年 月 日まで
3 返還を命ずる理由	☐ 偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたため ☐ 給付金を他の用途に使用したため ☐ 給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したため ☐ その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めたため
5 交付決定通知年月日	年 月 日
6 給付金交付決定額	円
7 給付金既交付額	年 月 日交付 円

注1 返還すべき補助金等は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。
2 この命令書と当該返還金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。